

奈良県告示第四百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和七年三月二十五日

奈良県知事 山下 真

一 施行者の名称

田原本町

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業田原本町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十年十一月十一日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

昭和五十年十一月奈良県告示第四百十六号、昭和五十四年四月奈良県告示第二十一号、昭和五十六年十二月奈良県告示第五百八十六号、昭和五十七年九月奈良県告示第三百七十二号、昭和六十三年三月奈良県告示第六百八十四号、平成四年四月奈良県告示第九号、平成八年五月奈良県告示第八十七号、平成十一年三月奈良県告示第六百六十七号、平成十五年三月奈良県告示第六百十八号、平成二十年三月奈良県告示第四百六十七号、平成二十三年三月奈良県告示第四百三十一号及び平成三十年三月奈良県告示第五百六十八号の事業地のうち田原本町大字十六面字親垣内、字ヲヤ垣内及び字三反田、大字保津字別所、字内田、保津出口及び字蔵屋敷、大字矢部字三反田、大字多北八反田、字八反田及び字北鳥井、大字味間字堂垣内、字井手ノ坪、字キミシロ、字西カウケ、字東カウケ、字クマトリ、字新夫所、字ホシカハ及び字ニゴリ、大字八尾字北手及び字墓ノ北、大字西井上字西中頃及び字東中頃、大字大木字コンボ及び字マエタ、大字伊与戸字タイホウシ、大字藏堂字前ノ坪並びに大字西代字上内田を削り、田原本町大字佐味字的場及び字北口、大字大綱字北垣内、字オギタ、字イヤノ東、字クサガリ及び字カンドウウラ、大字金剛寺字道場前、字出口、字ヲハゼ及び字ンバ、大字松本字寒田、字太田、字古田及び字コカ田、大

字十六面字中庄司、字石橋、字高ヤ、字神子橋、字幸濟、字大將軍、字出口、字宮田、字宮ノ池、字ヲヤ垣内、字タル谷及び字山ノ内、大字藥王寺字西フコズ、字大西、字エノ本、字北大西、字東フコズ、字柰惣、字溝路、字北井町、字壺丁田及び字川田、大字保津字北浦、字中垣内、字前田、字森田、字池田、字塚花田、字三十、字田尻、字野口、字垣内、字平塚、字五ノ坪、字南岩田、字中岩田、字北岩田、字内田及び字保津田、大字満田字小林、大字平野字三ノ坪、字池田、字スモモ田及び字膳天、大字矢部字下鳥井、大字多字八反田及び北八反田、大字宮森字ハネ平、字ミタ町川内、字持田、字西フコズ及び字平田、大字味間字北トヲタ及び北ヲチキレ、大字宮古字西大君、字西ノ田、字南田、字メグワ、字木坪、字五ノ坪、字幸波、字宮ノ前、字北浦、字石橋、字下高田、字四ノ坪、字柿ノ町、字宗悪、字木白、字ゾロ、字倉田、字川田、字太田、字イカキ及び字タマコ、大字八尾字八祢、大字黒田字今里、字下僧、字高市、字柚ノ木、字落田、字馬場、イクサ田、字立田及び字大両、大字富本字北浦及び字宮廻り、大字新町字池尻、字奥垣内及び字寺東、大字西井上字夫田マハリ、字大佃、字九ノ坪、字ナマズ及び字宇僧ノ坪、大字東井上字サイキ、大字平田字クウリデン、字カイト及び字カマツボ、大字笠形字南ト代田及び字ヤカ田、大字為川南方字中西及び字池田柱、大字為川北方字大門田、字壺ノ坪及び字才柿、大字金澤中縫、大字法貴寺字海ノ上、大字八田字中ノ町、字西角、字嶋垣内、字寺ノ東及び字西垣、大字唐古字高塚、字東平田、字永井、字西垣内及び字大和井、大字鍵字犬垣、字石ノ田、字中溝田、字南登戸田及び字上塚、大字小阪字南コセ、字内太田、字斉田及び字立花本、大字秦庄字薬ヶ町、大字阪手字マエダ、字田福、字イタ、字ミゴダ及び字上舟チダ並びに大字千代字下五田、字村子及び字池ノ町地内において事業地を変更する。